

第 1093 回 高知市教育委員会 3 月定例会 議事録

1 開催日 平成 24 年 3 月 29 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 7 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 8 号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 9 号 組織整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

日程第 5 市教委第 10 号 高知市体育指導員規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 11 号 高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

日程第 7 市教委第 12 号 高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について

4 報告

- ・ 平成 24 年 3 月高知市議会定例会について
- ・ 学校給食における異物混入について
- ・ 学校給食におけるアレルギー食品の誤食について
- ・ 新図書館等の基本設計について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	市民図書館長事務取扱 (参事)	筒 井 秀 一
	参事	井 上 美 智
	総務課長	池 畠 正 敏
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課長	土 居 英 一
	学事課長	西 村 浩 代
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	新図書館建設室担当係長	小 新 貴 士
	新図書館建設室主査	秋 山 和 範

総務課総務係長
総務課総務係主査主事

宮 田 小 町
森 尾 美 舗

1 平成 24 年 3 月 29 日（木） 午後 3 時 15 分～午後 4 時 30 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

<開会 午後 3 時 15 分>

門田委員長

ただいまから、第 1093 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。署名委員は、山本委員さんお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。「日程第 2 市教委第 7 号高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

総務課長

2 ページをお願いいたします。「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正」でございます。

これは、平成 24 年度から高知市立学校給食センターの調理業務を民間に委託し、職員の配置がなくなったため、学校給食センターに勤務する職員の勤務時間に関する条文を削除するものでございます。

4、5 ページに新旧対照表を添付していますので、ご参考にしていただければと思います。

門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等はございますか。

では、ご意見もないようですので、採決に移ります。「市教委第 7 号高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 異議なし —————

門田委員長

異議なしと認めます。よって、市教委第 7 号は原案の通り決しました。

次に「日程第 3 市教委第 8 号高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。説明をお願いします。

総務課長

6 ページをお願いいたします。「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」でございます。

これは、平成 24 年度教育委員会の機構改革による所属名称の変更に伴い、公印のひな形、監修者等の規定を改め、また高知市公印規則の規定にならい、現在のひな形を別に定める形となっている別表を、一つにまとめ、公印台帳等を含め整備するものでございます。

15 ページから、新旧対照表を添付しておりますので、ご参考いただければと思います。

門田委員長

ただいまの件に関して、何かご意見はございませんか。

門田委員長

それでは、採決に移ります。「市教委第 8 号高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり

決してよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

門田委員長

異議なしと認めます。よって「市教委第8号高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は原案の通り決しました。

次に「日程第4市教委第9号組織整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

31 ページをお願いいたします。

「組織整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」でございます。

これは、平成24年度教育委員会の機構改革に伴う所属名称や内部組織、職制、所管等の変更について改正を要する規則を一括して整備するものでございます。

新旧対照表を参考にご説明いたします。34 ページをお願いいたします。

第3条は、学事課、人権教育課を教育環境支援課、人権・こども支援課に改め、総務課を教育政策課に改め、自由民権記念館を民権・文化財課に改めるものでございます。

36 ページをお願いいたします。

「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で、事務局では文化財室が、教育機関では自由民権記念館事務局がなくなりますので、それに伴う改正でございます。

次に、39 ページをお願いいたします。「西森奨学資金給付規則の一部改正」でございます。奨学金については、所管を学事課から人権・こども支援課に変更しましたのでそれに伴う改正でございます。

次に41 ページをお願いいたします。「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正」でございます。先程申し上げましたように、所管を学事課から人権・こども支援課に変更しましたので、それに伴う改正等でございます。

51 ページをお願いします。「高知市立新設小中学校通学区域検討委員会規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で、通学区域に関して所管を学事課から学校教育課にしたことに伴う改正でございます。

53 ページをお願いいたします。「高知市文化財保護条例施行規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で、生涯学習課文化財室と自由民権記念館とを組織統合し、民権・文化財課としたことに伴う改正でございます。

59 ページをお願いいたします。「高知市民具館条例施行規則の一部改正」でございます。先程と同じく民権・文化財課の新設に伴う改正でございます。

60 ページをお願いいたします。「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正」でございます。先程と同じく民権・文化財課の新設に伴う改正でございます。

62 ページをお願いいたします。「高知市児童厚生委員設置に関する規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で、人権教育課を人権・こども支援課に変更したことに伴う改正でございます。

65 ページをお願いいたします。「高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正」でございます。先程と同じ内容の改正でございます。

68 ページをお願いいたします。「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で、係制を廃止し、スタッフ制を取り入れたのでそれに伴う改正でございます。

72 ページをお願いいたします。「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正」でございます。今回の機構改革で自由民権記念館の組織を改め、民権・文化財課を新設し単独の事務局は廃止するものでござい

ます。

門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等はありませんか。

それでは採決に移ります。「市教委第9号組織整備に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 異議なし —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第9号は原案の通り決しました。

次に「日程第5市教委第10号高知市体育指導委員規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

スポーツ基本法が、平成23年6月24日に公布され、同年8月24日から施行されております。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正して、スポーツに関し基本理念を定めて、国、地方公共団体等の責務並びにスポーツ団体の所属等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものでございます。

体育指導委員の名称および職務内容が変更になったため、規定を整備するものでございます。

82ページの新旧対照表を参考にいただければと思います。

スポーツ振興という文言が、スポーツ基本という文言に代わり、それに伴って、体育指導委員がスポーツ推進委員の名称になります。また、職務につきまして、新しく「スポーツの推進のための事業の実施にかかる連絡調整を行い」という項目を追加しております。

他には、振興を推進に変えているものです。

門田委員長

ただいまの件について、何か質問ありませんか。

「第10号高知市体育指導委員規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 異議なし —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第10号は原案の通り決しました。

次に「日程第6市教委第11号高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正」につきましても、スポーツ基本法の施行に伴う名称の変更、命令書等様式の変更、及び利用時間の変更を行うものでございます。

87ページの新旧対照表を参考にいただいけませんか。

まず、87ページの第4条第2項(2)の体育指導委員が先程と同じくスポーツ推進委員に変更になっております。また、「その他、教育長が」という文言からカンマを除いたということでございます。

その他、利用券の交付命令書兼売上高表が別表中に様式第3号としてございますが、これは従前、課長、係長、係という決裁区分になっておりましたが、課長補佐職ができたことにより、課長補佐の欄を設けなけ

ればならないということ、受領券が、430円、970円と独自にあり、その受払い及び残枚数を書類で明確にしなければならぬということ、命令書の改正を行うものでございます。

88ページですが、利用時間についてでございます。別表1について、従前は、土曜日の利用時間については、午後2時から午後7時までとしておりました。土曜日が全日休みになる前、いわゆる半ドン時代に、学校は昼まで開かれていたので、土曜日は2時から利用開始という事で制定しておりましたものを、高知市立の学校が土曜日が終日休みになっても改正を怠っておりましたので、時間帯の整理を行い、土日及び休日は午前9時から午後9時半までを利用時間とするという改正でございます。

門田委員長

ご意見もないようですので、質疑を終了し採決に移りたいと思います。

「市教委第11号高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は原案の通り決しました。

次に「日程第7市教委第12号高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

青少年課長補佐

新旧対照表が、97ページでございます。そちらをご覧ください。放課後児童指導員とは、放課後児童クラブで勤務する非常勤特別職の名称でございます。この放課後児童指導員の委嘱に際して提出を求める必要書類と、報酬の支給日について明記したこと、合わせて文言の整理を行ったものでございます。まず、第2条で非常勤の職員の地方公務員法の根拠条項を明記いたしました。

第5条の児童福祉施設最低基準が、本年4月1日より改正されることに伴って名称が変わるということで、改正いたします。98ページでございますが、必要書類の提出を明記いたしました。実は、本年3月1日から市役所の臨時職員の採用にあたっては、欠格条項申告書と宣誓書の提出を求められることになっております。この提出を求めるようになった経過からいえば、非常勤特別職である放課後児童指導員についても欠格条項申告書と宣誓書の提出を求めたほうがよいと判断したものでございます。また第9条、第10条、第11条の放課後児童指導員の報酬について、報酬機関や支給日を明示いたしました。非常勤特別職である放課後児童指導員は、高知市報酬並びに費用弁償条例に規定されております「一般職の職員の例による」という文言により、毎月16日に支給すべきところ、慣例として25日に支給しておりました。このたび監査の指摘を受け25日に支給することを明記するものでございます。後は、文言の修正となっております。

門田委員長

ただいまの説明について、質疑等はありませんか。

西森委員

今の説明のところと違うのですが、後ほど事務局で、確認してもらっておけばいいことですが、いくつか「きんこ」という言葉が出てくるでしょう。3条の欠格条項や、欠格条項申告書にも記載されています。「こ」が、ひらがなになっているのはすごく違和感があって、他の法規を見たときに、ひらがなになっている例はあまり接したことがないように思います。

別の決まりなどがありこうなっているのであれば、こだわるものではないのですが、別に漢字にしても差し支えないのであれば、今回一緒に直してしまったらどうかと思います。ひらがなになっているのは、何か根拠があるのですか。

青少年課長補佐

これは、臨時職員の任用にあたっての欠格条項申告書をそのまま写したものでございます。なにか理由があるのかを確認しまして、特に理由がなければ変更いたします。

西森委員

現在、刑法上で使っている漢字ですので、法令で使ってはいけないとか行政文書での縛りはないと思います。私が今まで接してきた知識の中で、ひらがなで書かねばならないということがなかったので、ちょっと違和感がありましたので。よろしくをお願いします。

門田委員長

他にございませんか。ないようですので、採決に移ります。

「市教委第12号高知市放課後児童指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 異議なし —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号は原案の通り決しました。

続きまして、報告事項に移ります。

平成24年3月高知市議会定例会について、事務局からの説明をお願いします。

総務課長

平成24年3月市議会定例会において、出されました教育委員会にかかわる質問内容について、簡単にご報告いたします。教育委員会へは、109の質問がございました。なお、12月市議会では、83でございました。

主な質問でございますが、和霊神社についてのもの、幼保小一貫教育についてのもの、給食食材の地産地消についてのもの、チャレンジ塾についてのもの、機構改革についてのもの、中学校給食についてのもの、五台山小学校児童クラブについてのもの、防災教育についてのもの、スポーツ系クラブ活動についてのもの、就学前教育についてのもの、モラルの崩壊や学力低下についてのもの、教科用図書採択についてのもの、武道必修化についてのもの、学力向上対策についてのもの、御豊瀬小学校の跡地利用についてのもの、新図書館のデザインについてのものなど、幅広くご質問をいただいております。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

なお、3月22日木曜日の経済文教委員会で、先月の定例会で説明いたしました平成24年度一般会計予算議案と23年度補正予算議案については、賛成多数で可決され、予算外議案については、全員賛成で承認されましたことをご報告いたします。

また、今議会に教育委員会関係で請願1件、陳情1件がございました。

請願でございますが、「五台山小学校子どもたちが安心して過ごせる環境を求める保護者の会」から、五台山小学校に児童クラブの設立を求める件に関するものでございます。

陳情でございますが、高知市土佐山東川427の和田庄八郎他14名から、土佐山小中学校統合整備計画についての陳情でございます。3月22日の経済文教委員会において、全員賛成で採決されたことをご報告いたします。

門田委員長

ただいまの市議会の報告について何かございますか。

たくさんの質問への対応お疲れ様でした。五台山の件は、今後どうなりますか。

松原教育長

五台山の件は、陳情の問題がありますので、できれば来年度か再来年度くらいに一定の方向性を出さねば

ならないのではと思っています。

門田委員長

ご質問はないようですので、次に移ります。

次は、学校給食における異物混入について、事務局からお願いいたします。

学事課長

学校給食における異物混入についてご報告を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。横浜新町小学校で発生いたしました事例でございます。すでに新聞等で報道されたので、ご存知かとも思いますが、概要といたしましては、平成24年3月8日木曜日午後0時40分ごろ高知市立横浜新町小学校の2学級におきまして、給食配膳時に副食の筑前煮からボルトとナットがそれぞれ発見されたものでございます。このため副食の提供を中止いたしまして、ご飯、牛乳、じゃこの内容で給食をいったん提供し、その後とりやめた副食の代替としまして、プチたい焼きを提供いたしました。部品混入の原因を調査いたしましたところ、野菜を切るための機械、スライサーというものがございまして、そのスライサーに取り付ける付属品、ホッパーに固定をされているボルトとナットであることが判明いたしました。資料の2枚目に写真のコピーを入れてございます。右上写真の手で持っている物がホッパーでございまして、左下、安全装置を取り付けておりますところのねじ、上から見たところと書いてございまして、手前側のホッパーについております部品のひとつが外れたと確認しております。このホッパーというのは、ごぼうなどの堅いものをななめに入れましてスライサーで切るものでございまして非常に機械が揺れます。その振動により緩んで材料に混入したと判断しております。

保護者への報告といたしましては、概要、原因、その後の対応について記載した文書を、子ども達を通じて配布いたしました。この学校は、平成23年4月より民間事業者へ給食調理業務を委託しておりますので、その業者に対しましては、原因の調査と機械類全ての点検確認を求め、異常のないことを確認しております。また受託事業者の業務責任者に、報告と今後の改善策の提出を求めるとともに厳重注意をいたしました。受託業者からは、その日のうちに報告書があがってまいりまして、スライサーの点検においてはすべてのボルト・ナットの確認を行うこと、スライサー以外のボルト等の固定状況の点検を定期的に行うこと、常に危機意識を持ち作業を行うこと、全調理員が改善策を遵守すること、さらに注意喚起と再発の防止に努める旨の報告がございました。また、高知市内の他の給食委託校すなわち長浜小学校、潮江東小学校にも巡視を行っております。すべて業者がその日のうちに対応を取っております。さらに、高知市の直営校への対応につきましては、学事課様式の点検報告に今回の型の部品の緩みについての点検項目を加えまして、重ねて4月に行われます校長会や衛生管理者研修会におきまして今回の事例を報告し、再発のないよう注意喚起を行ってまいります。横浜新町小学校は、先にも申しましたとおり、平成23年4月から株式会社メフォスが受託しておりますので、事故当日、私も現地に向いまして、厳重注意を口頭で行ったものでございます。報告書もその日に提出されまして、翌日午前8時半にはメフォスの東海西日本ブロック担当の執行役員、中国四国事業部の部長そして高知地区担当者が来課し、再度状況確認と今後の改善策について確認を行ったところでございます。4月以降、野菜の切り方の工夫でありますとか、食が細かいクラスでのおにぎりの対応など、学校側にとりましても大変好評でございまして、今回のことは残念なことではありましたが、今後このようなことのないように安全で安心な学校給食の提供について尽力してもらいたいと思っております。この件につきましても報告は以上でございます。

続きまして、学校給食におけるアレルギー食品の誤食についてご報告いたします。資料をご覧ください。3月16日の金曜日、午後1時15分ごろ高知市立小学校におきまして、3年生男子、ピーナッツアレルギーがありエピペンを処方されている児童、が間違っってピーナッツが含まれた物を食べ、のどに違和感を訴えました。その後、午後2時ごろ病院で医師の診察を受けましたが、その診断によるとアナフィラキシー症状は

軽度で、容態は安定しているが、一晩入院して経過を観察するということになり、市内の病院に入院したものでございます。翌日、11日土曜日にも、児童には特に変化はなく、無事に退院いたしました。今回の個包装の食品というのが、右下に写真を載せておりますけれども、アーモンドとかじゃこ、こぶとかといった乾きものを入れたおつまみのようなものでございまして、そのなかにピーナッツが入っております。今回の事故は、個包装の包みの中に入れておりましたため、除去を必要とするピーナッツのチェックができていなかったことが原因でございました。再発防止のため、まず1つ目は、個包装の食品の中身まで確実にチェックするなどアレルギー物質の確認を確実に行うこと、2つ目は、食べてはいけない食品を確認するため、盛り付け表にしるしをつけたり、給食のお盆にしるしをつけることや、アレルギー食品に関する情報公開や対応を確実に行うなど、その2つの方法につきまして学校に指導を行い、学校も再度体制を整え直すということでございます。今後このようなことのないように、安全で安心できる給食の提供を徹底してまいりたいと考えております。この件に関しましては、新年度の体制の中で各学校において検討していくこととございまして、給食が始まるまでに、学事課より文書を出しまして、注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

松原教育長

この件については、マスコミに情報を提供していますので、今晚か明日の朝刊には掲載されるのではないのでしょうか。

西山委員

最初の異物混入の件は、すでに報道されていますよね。

松原教育長

この16日の問題、なぜ今頃報告することになったかということなのですけども、中々原因がはっきりしなかった。学校で調査したのですが、調査に時間がかかったということです。

門田委員長

食べ物にアレルギーを持っている子どもさんは、様々な食品に対して持っていますよね。学校給食はそれに対してどのように対応していくのですか。学校に任されていますよね。

学事課長

まず、就学時健診の段階で、アレルギーの有り無しや給食で除去等の対応が必要かどうかを、全員の子どもさんに対して調査をいたします。そして、対応が必要な子どもさんにつきましては、栄養士のほうから各家庭に聞き取り調査をいたします。その中で、学校で対応ができるもの、お弁当の持参をお願いするもの、そういったものをさび分けまして、新年度を迎えるようにしております。新年度に入りましたら、何年何組のだれだれさんが、何々が食べられないというような情報を職員会等の中で共通認識として持ったうえで、栄養士のところでチェック、調理場でチェック、教室でチェックと3段階のチェック体制を取り、給食の対応を独自に行っているところでございます。

西山委員

アレルギーの症状を持った子どもさんが、間違えて食べるということを避けなければいけませんので、アレルギーのある子どもさんについては、まず、教員が確認する。ところが、子どもは結構いたずらするので、取り替えたりするのですよね。それをされてしまうとアウトですよ。だから、やはり実際に子どもさんが食べる段階の部分を、きちんと見極めるということが大事なことだと思いますね。

松原教育長

それが今回は抜かっていたということでしょうか。

門田委員長

これはピーナッツだ、と分からない状態だから起こったということですか。

学事課長

我々は見てもすぐピーナッツだと分かるのですが、おそらくこの小学校3年生の男の子は、ずいぶん小さい時にピーナッツでずいぶん重篤な症状が出て、それ以降ピーナッツという物を見たことがないのではないかと、そういうふうに考えられます。最初は、見たら分かるだろうと思いましたが、多分この子は見ていないのではないかなと、思いました。

門田委員長

そういう子どもには実物を見せて、「これはあなたが食べてはいけない物なのですよ。」と教えておかねばならないですね。あつてはならないことですが、うっかり口に入れてしまうことがあるのかもしれないですね。

松原教育長

この個包装の包装紙のところに、「何組のだれだれはピーナッツが入っているからこれは食べたらいけません。」みたいな表示は本来ならばするのだろう。するにも係わらず、今回はそれができてなかったということですね。本来は、これが来た時に、何組の誰々さんはこれは駄目よと書いたものが張られて、それを担任が見て、食べたらいけませんよという形で配らないといけないところだけでも、その表示がなかったために、この子供に配られたという状況ですね。

門田委員長

ピーナッツだけ除いて渡すのですか、それとも全部渡さないのですか。

松原委員長

全部渡さないようにしなくてはならない。別のものが出ているのでしょ。

学事課長

別の物は準備しておりません。そういう個包装の物はありません。

門田委員長

そしたら、その中にピーナッツが入っているという、みんなの認識が薄かったということですか。

西森委員

ご家庭の方はどういう反応をされているのですか。

学事課長

ピーナッツアレルギーということのを学校に伝えているにもかかわらず、なぜ子どもの前にこれが届いたのかということのを、确实なところでお聞きになりたい、ということでありました。料理にピーナッツを使う和え物のときは、必ず別の物を渡していたと、それはうまくいっていたのに、なぜこの包装された物が手元に渡ってしまったのかということのを、心配しておられます。

門田委員長

だいたいこのおつまみ系は、ピーナッツ必ず入っていますからね。

西森委員

理想的に除去する方法ということが、ちょっとよく分からないのです。

例えば、クラスで5人のお子さんが出て、その子たちがみんなバラバラだけどアレルギーを持っている状況だとして、プレートが置かれた段階で、教員がその子たちに一つ一つこの子はこれがだめ、この子はこれだとチェックすれば防げるかもしれないが、逆にそういうことが可能でしょうか。

例えば、ほかの子どもが一斉に「いただきます。」と食べはじめそうな段階で、ちょっと待ってもらいと、こういうやり方をすることが、逆に私の子どもの頃のやり方からするとちょっと違和感があるのですが。

学事課長

給食室では、それぞれの子どもさんに提供してはならないものを除いたうえで、食器に入れまして、ラップをして、その上に「何年何組だれだれ卵抜き」というように間違わないように一人ずつ準備をして出すよ

うにしております。間違ふことはまずありません。ただ、その付箋を誰かがいたずらをして反対にしたらだめですが、教員がそれを受け取るようにしておりますので、そのようなことは起こらない体制になっております。ですので、今回もこの個袋がクラスでひとつの袋に入っておりますので、その中に「ピーナッツが入っているのでA君はなしです。」という付箋が入っていれば、A君には渡さないようにするという手順になっております。

西森委員

お伺いしたいのは、学級担任がどこまで責任があるかということです。さっき私が申し上げたような、これがいいという事になれば、そういうやり方をすれば、つまり最終チェックを学級担任がすることなら、手に届く前に止まるだろうが、今のシステムでは、栄養教員さんの段階で付箋がついていたら、それを基本信用し、プレートを置く段階でみんな揃って「いただきます。」とやれるということなら、学級担任がチェックの義務があまり課せられていないのだと思います。学級へのあり方とすれば、その方が自然かなという気がします。さきほど申しましたような、いちいち「はいちよつと待っててね。チェックするからね。」とやったら、多分色々な別の問題が発生する気がします。

学級担任さんは、今のシステムの中では、潜在的には責任あるでしょうけど、チェックの義務はそれほど具体的に課せられたわけではない、そういうシステムであるのですね。

学事課長

該当児童に適切な給食の提供ができるように、クラスには盛り付け表というものがございまして、例えばB君は卵がダメということであれば、盛り付け表の卵が入っている物にペケをして「B君卵抜き」というものをつくりまして、それを教室に張り出す。それを見たうえで、調理場から上がってくる付箋が付いた給食を、先生が確認をしてB君に渡す、ということが最後のチェックということになります。

松原教育長

それを考えたときに最後のチェックをする学級担任にも、一応チェック機能として最後の責任はあるという判断でいいわけですね。

西森委員

エピペンというのは、どのような物ですか。初めて聞きました。

学事課長

アレルギー症状にもいろいろあるのですが、蕁麻疹などの皮膚の症状と、腹痛嘔吐などの消化器の症状、呼吸器症状、そういったものが複数に重なって同時に急激に出現する場合があります、それをアナフィラキシーと言います。そういう重篤な症状を起こしやすい子どもさんについては、自己注射ということで、救急車が来るまでの間に血圧が低下して、意識が低下するようなことを防ぐための注射というか薬剤が入ったものを処方されております。本人が打つようになっております。

松原教育長

解毒剤のような物でしょうか。

学事課長

使用したからといって治るものではないのですが、救急車が来るまでに、激変をしないために使用する物ということで、処方されています。小学生でも、そのようなものをランドセルの中に入れて、対応することになります。今回この子どもさんは、ピーナッツアレルギーでエピペンの処方をされておりましたので、学校のほうも急を要するというので、早い段階で連絡等をして対応したということです。

門田委員長

誤食は起こってしまったが、対応は素早かったということですね。

西山委員

異物の混入の件ですが、これは実は給食の業者の問題というよりは、スライサーの製造メーカーの問題という気がします。振動によってボルトが外れるということが、そもそもの原因ですよね。ボルトを付けるということは、ボルトを外して掃除をすとかいう仕様であれば仕方がないです。それはどうでしょうか。

学事課長

今回のボルトとナットの部分につきましては、安全センターを取り付けているボルトとナットですので、はめ殺しというか、そのまま固定をしてもよいものではないかと思われませんが、センターの受け口の盤を交換する必要があるので固定はされていないようです。日常的に取り外して清掃をするような物ではございません。

西山委員

メーカーに対して改善要求をしたほうが良いですね。

松原教育長

普通なら、ナットを直接入れないで、ワッシャを入れることによって、弾力性があって、振動があってもあまり振れないようにしたりしますが、そのワッシャがなかったのですか。

学事課長

はい。

門田委員長

調理中にはだれも気付かなかったのですか。

学事課長

はい。スライサーの歯が回っているときにそういうものが入ると、異常音がしてストップするようになっておりますので、そちらには入らずにスライサーの刃と機械の間にするすると入り、下に材料を受けるざらがありますが、その中にスーッと入ったような状態でした。

松原教育長

スライサーは市教委の備品ですね。

学事課長

はい。

山本委員

新聞報道には過去の事件も出ていますが、そちらとは関係ないのですか。

学事課長

この部品と同じものではありません。別のスライサーの別の部品でございました。

門田委員長

子どもたちの口に入る前で、良かったです。

それでは、次に新図書館の基本設計について、説明をお願いします。

市民図書館長

お手元に基本設計説明書という分厚い資料があるかと思いますが、その最後にカラーA3裏表を綴じたものがあると思います。これが基本設計の概要として、市民、県民の皆様にもなくお示しするものです。

なお、4月号の「あかるいまち」では、さらに概要を示したところです。

で、基本設計については、これまでにご報告してまいりましたので、基本的には変更点はありません。この概要パンフレットにあるように、基本コンセプトがあり、そして下の方に、にぎわいとか愛着とか安心安全といった設計理念を掲げてあります。そしてこの新図書館の概要の左側に、今回初めてお出しする南西側の外観がございます。エントランスの部分が表現されておりまして、建物の左手に地下駐車場への丸い建物があって、庇を掛けているのが分かるかと思いますが。駐車場から、あるいは建物の近くに行くと、雨にぬれ

ずにエントランスに入れるように、少し庇を付けてございます。これは意匠的には、今回最終的に新しく付け加えたものでございます。壁が多く、茶色っぽい感じに仕上がっております。もっとガラスを多用しているのではないかという印象を、これまで発信してきた気がしますが、実際に高知の日射を計算して、必要な光のコントロールを考えると、このように壁の面が増えております。

この絵で見ると、全体に茶色っぽいことから、木材の使用、特に地元の高知県産木材を多く使用できるのではないかとことも考えられるかと思いますが、ずいぶん検討いたしました。やはり高知の太陽、雨風を考慮しますと、外壁に木材を使用することには踏み切れないとの判断がございまして、内側に出来るだけ木材を使うことにして、この外壁は、強化ガラス繊維入りコンクリート、それに木質系の塗装をすることとなりました。

その裏側に、それぞれ建物の5階までの平面図を掲げています。まず基本的に、バックアップするところはございません。1階から、2階、3階、4階、5階と、これまで説明してきたような内容でパンフレットとしております。

右中段下中ほどに、階段、図書開架スペースのイメージがございまして。同じ構図のものは、これまでもお示ししておりましたが、現在の最終的なイメージとして掲げております。その下に断面計画がございまして、これも申しあげてきましたが、2階、3階、4階と書庫がそれぞれ2層になっており、計6層の書庫になっているのがお分かりいただけるかと思えます。各階の書庫の上の方が広がっております。従ってその書庫の下に空間ができる。そこはあまり天井が高くなくてもいいということを前提にした部屋にしたいということで、これは中央書庫と合わせ、今回の図書館の、あまり他に例のない特長ということでございまして。

もう1枚は、こども科学館の展示基本設計の広報紙です。これまで申してきましたが、宇宙の不思議、地球の不思議、科学の不思議といったいわゆるサイエンスの部分、そこに焦点をあてた科学館であるということ、さらに高知の自然、郷土の科学技術にも目を向けよう、という考え方で整理しております。

めくっていただくと、主な展示のアイテムの代表例になっております。

一般の利用者のゾーンとしては、プラネタリウム、展示室スペース、実験室1、2、そして工作室があり、利用者にいろいろ体験していただくゾーンとなります。主な展示アイテムとして今回お示したのは5点で、1は、重力場について、2のアドベンチャーキューブは映像によります体験的な空間、3は力学でございまして。艇とか滑車とかギアを使ったものです。4は、光の三原色という事で、三原色を体験的に実感していただくもの。5は、今日的な話題でもありますが、太陽光なり、人力発電なりを体感していただくという事でございまして。様々な発電のところには、椅子があつてペダルがございまして。当初は自転車型でしたが、それが椅子になって、ペダルを一生懸命漕ぐと電気が発生するという実験ができます。これが、近日中には配られるという段階になっております。

門田委員長

これが各家庭に配られるのですか。

市民図書館長

市内要所に配布いたします。各家庭は、「あかるいまち」でご覧いただきます。

松原教育長

ホームページには掲載されますね。

市民図書館長

その予定でございまして。

西森委員

こども科学館ですけど、名称はいつごろ、どのような基準で決定されますか。大変難しい問題があるのだろうと想像しておりますが。

市民図書館長

県民説明会でも両論出て、それぞれ一理があるところです。

今後実施設計が出て、もっと詳細が出てきましたら、その内容であればこちらの名称になるだろう、と落ち着くのではないかと、思っています。

西森委員

分かりました。

今回すごく立派な図書館を作りますでしょう。愛称公募などの予定はありますか。

市民図書館長

複合施設ですので、基本構想の中でも建物全体の愛称は募集してはどうかということになっております。一部では、愛称募集を館全体で行うと、個々の建物の存在が薄れるのではないかと懸念もございます。実際かるぼ一とにある横山隆一記念まんが館は、あまり横山隆一記念まんが館とは言われてなくて、カルポートの中の、あのまんが館と言われております。そこを心配される向きはありますが、基本構想では、全体の愛称を構えたらどうかということになっております。

西山委員

資料の引越しの間は、どんな予定になるのですか。

市民図書館長

平成27年3月頃に竣工するといたしまして、例えば、香川県立図書館の引っ越しは、半年休館の予定を、5か月で開館にこぎつけておりますが、県、市の図書館が、同時に5か月も半年も休館すると、別の問題が起こると想定されます。市は新庁舎の日程の関係がありますので、図書館が先に引っ越しをさせてもらうのですが、その期間をいかに工夫して短くするかというのは、これだけ大規模になりますと、これまで経験がございません。ただ図書館の引っ越しそのものは、全国的には実績がございますので、そこから専門的なノウハウを十分導入して、短縮に努めてまいります。

門田委員長

着々と進んでいるようですね。

市民図書館長

思った以上に壁が多く、茶色が目に付くかと思えます。

西山委員

経年劣化で、段々色は馴染んでくるでしょう。最初ちょっときついかないと思うかもしれませんが、じんわりと良くなってくるかと思えます。高知工科大学の屋根などは、最初はすごくグリーンがきついかないと思ったのですが、それが4年くらい経ったらほんとに自然になってきましたよね。

松原教育長

できたらすごいと思いますよ。ランドマークになりますね。

この外壁の茶色さは、木を意識しているのでしょうかね。

これまで高知にはなかったタイプの建物ですごく良いと思いますね。

門田委員長

子ども科学館なんかも、子ども達がうらやましいとおもいますね。

松原教育長

委員さんは科学館の名称に「子ども」をつけた方がよいと思いますか。

西森委員

「子ども」と付けて対象を絞り込む意味もあるとも思いますし、この前の意見交換の時に、「子ども」と付けられると、高校生くらいの中途半端な子たちが入りにくくなるっていう意見もありましたよね。大人でし

たら子どもと一緒にいけますけれどもね。本当は、高校生や大学生もできたら来てもらいたい場所ですよ。

松原教育長

そう。

西森委員

科学館の本来の設定をどのようにするのかということでしょうし、テーマを絞り込んだらという意見もあるのでしょうか。また、市民に開かれているとの意味で、門戸を狭めるような名称だったら良くないなという、結局両論あるということですよ。

松原教育長

「こども」をつけなさいという意見の中には、科学館というのであれば、もうすこし色んな歳に対応できる位のものの中に入れて込んで、しっかりやればそれでいいと。だけど、それじゃなくて、もう少し子どもを中心にした科学館でしょうと。だったら、「こども」という言葉を入れるべきとのご意見もあります。

市民図書館長

県と合同で建築する建物としては、小さいということはありません。高知市はこども科学図書館の移転ですので、子どもを大事にしているというスタンスがございまして。どうしても「僕たち、私たちの科学館ができた。」ということで、「こども」を付けた経過がございまして。もう一方は「こども」というイメージは、どうしても男子中学生などが、心理的に行きにくいのではないかと、それならあえて付ける必要はないのではないかと、とのご意見もございまして。それは両方一理あると思います。

松原教育長

高校生あたりは来ないかもしれないですね。1度で十分と思うかもしれない。ドームの中で色々なイベントをすれば別でしょうけれども。この内容だけを高校生が体験にはこないかもしれないですね。

市民図書館長

彼女とプラネタリウムを見に来るということは、想像できるのではと思います。

西森委員

そうそう、私の中にはそのイメージがあります。20歳代とか高校生とか、手をつないでプラネタリウムに来るのではないかとと思うのですが。

松原教育長

そう、映画会みたいなものを行うこともできるかもしれないですね。

市民図書館長

ソフトで対応をしていくことになるかとも思います。

松原教育長

ソフトは相当買わないと、なかなか難しいだろうね。

それでいくと、新居浜は相当大きいでしょうね。

松井次長

もともと基本構想のときに、子どもたちが科学に親しむといった表現を使った経過もございまして。

門田委員長

子どもたちは修学旅行で連れて行きますよね。新居浜などに。

松原教育長

時間的には、1時間くらいで到着しますよね。

西森委員

高知は、科学の拠点としては、牧野植物園みたいな生物研究が大きくあって、桂浜水族館は公立ではないですが、そういうのもあって、そして子ども科学館があって、というように、サテライト的な関係というか、

それぞれが個別に成り立っている関係で、特にしっかりと核になる、それこそ県立館があるわけではないですよね。

松原教育長

全部のネットワークを作っていったらいいかもしれないですね。例えば、佐川の地質館と結ぶとか、全部がつながるような体制ができれば、この科学館に来さえすれば網羅できるようになりますよね。

門田委員長

どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしました。

これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時13分

署 名

委員長

3番委員
